

## 愛西市国民健康保険事業の現状及び今後の運営について

## 1 国保の歳入歳出のイメージ図

【歳出】	保険給付費	保健事業費等	納付金
【歳入】	保険給付費等交付金	国・県等公費	保険税必要額

## 2 本市の国保の決算、予算及び見込みについて

単位：千円

		令和3年度 決算	令和4年度 決算見込み	令和5年度 予算(案)	令和5年度 財政悪化想定
歳入総額	①	6,493,952	6,465,296	6,422,959	6,155,045
歳出総額	②	6,354,814	6,363,723	6,422,959	6,273,293
収支差引①-②	③	139,138	(※3)101,573	0	△118,248
基金繰入金(※1)	④	185,000	150,000	5,050	5,050
前年度繰越金	⑤	101,392	139,138	(※3)109,093	104,741
基金積立金	⑥	1,810	1,251	35	0
単年度収支(※2)	⑦	△145,444	△186,314	△114,108	△228,004
③-④-⑤+⑥					
基金残高(年度末)	⑧	154,273	5,524	509	474

(※1)「基金繰入金」とは、国保事業特別会計の財源を補うために、本市が積み立てている国民健康保険支払準備基金を取り崩し、当該特別会計に繰り入れを行う金額です。

(※2)「単年度収支」とは、当該年度(単年度)の歳入から歳出を差し引いた額で、基金繰入金や前年度繰越金などを除いた額です。

(※3)本来、令和4年度決算見込みの収支差引額と令和5年度の前年度繰越金は同額になりますが、試算日の相違により差が生じております。

## 3 国民健康保険制度の変更について

- 平成30年度から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うこととなり、都道府県は財政運営の責任主体となった。
- 都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)することとなった。
- 都道府県は、都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定めることとなった。

## 4 本市の令和3年度における国保制度改正について

- 「愛知県国民健康保険運営方針(平成29年12月)」の中で、標準的な保険料の算定方法として、賦課方式を3方式(所得割、被保険者均等割、世帯別平等割)とすると示されたことを踏まえ、令和2年度までの4方式(所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割)から、資産割を廃止して、3方式に変更した。
- 被保険者均等割及び世帯別平等割は据置きとし、資産割を廃止したことによる税の減少額を所得割に上乗せして所得割の税率を上げることとした。  
なお、個々の被保険者の税額に増減はあるが、市全体では、被保険者1人当たりの保険税額は据置きとした(被保険者の税負担を抑えるため)。

## 5 国保財政の運営が厳しい理由

- 高齢者や低所得者が多く、医療費が高いといった構造的な問題を抱えているため、保険税負担が高く、医療費に見合う保険税収入の確保が困難である。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、被保険者の所得が下がり、所得割による保険税収入が減っている。今後も国民健康保険税の収入増はあまり期待できない。
- 高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費は今後も増加が予想される。
- 必要経費の不足額を補うための国民健康保険支払準備基金が令和5年度にほぼ枯渇する。

国民健康保険支払準備基金の推移(年度末現在) 単位：円

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
基金残高	402,730,535	343,462,535	337,462,535	154,272,535	5,523,535	508,535

- 令和元年度、愛知県から示された国保事業費納付金の試算と比較すると、愛知県の医療給付費の増加及び国公費の減少により、令和4年度以降の国保事業費納付金額が年々大幅に増加している。

国保事業費納付金額の推移 単位：千円

年度	H30~R2	R3	R4	R5	R6見込	R7見込	R8見込
県の試算額	略	1,806,360	1,736,616	1,669,568	1,605,110	—	—
納付金額	略	1,809,784	1,822,459	1,839,546	1,894,732	1,951,574	2,010,121
差額	—	+3,424	+85,843	+169,978	+289,622	—	—
累計	—	—	+89,267	+259,245	+548,867	—	—

## 6 考えられる国保財政の見直し策について

- 国民健康保険税の税率改正(税率を上げる)を行う。
  - 被保険者負担が増すため、妥当な率や年ごとの上げ率の検討が必要である。
  - 県が提示する標準保険料率に合わせ、毎年、税率を改正する方法が考えられる。
- 愛知県から国民健康保険財政安定化基金貸付金の貸付けを受ける。
  - 貸付けを受けた翌々年度以降3年度間で県に返済(利子なし)する必要がある。
  - 県から、「貸付けの可否は、貸付け申請書を受け付けてからでないとは判断できない。」とされており、貸付けが保証されているわけではない。
- 一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り入れを行う。
  - 繰り入れた分、一般会計の予算が少なくなることから、同額の事業の削減が必要である。
  - 市民の一部である国保被保険者のために、国保被保険者以外にしわ寄せがいくことになる。
  - 現在、市の国保を始めとした特別会計において、不足分を一般会計から繰り入れておらず、財政規律が緩むおそれがある。
  - 愛知県国民健康保険運営方針では、「決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入(中略)を行っていない市町村は、新たに行うことのないようにする。」とある。

## 7 国保財政の見直しに向けた今後の予定

- 令和5年2月16日 市長から愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「運営協議会」という。)に対して、「国民健康保険税の税率改正といった方策を始め、今後のあり方について」意見を求める諮問を行う。
- 運営協議会を令和5年4月以降、9月までに3回程度(書面開催を除く。)開催し、諮問に対する今後のあり方を検討、協議する。
- 令和5年9月頃、運営協議会の意見を市長に対し、答申する。